

雇用環境報告書の様式変更について

現在、建設工事、その他業務委託の受注者から雇用環境報告書を提出していただいておりますが、
従事する労働者の労働条件、賃金等が的確に記載できるように、別紙のとおり「様式」を変更し、併せて
「記載例」、「参考資料」を変更します。

新様式は、平成26年9月1日以降の提出分から適用します。

新様式のダウンロードは、長崎市のホームページの「入札・契約関係様式集」から行ってください。

〒850-8685 長崎市桜町2 番22 号
長崎市総務局理財部契約検査課
電話：総 務 係 095-829-1160
工事契約係 095-829-1276
物品契約係 095-829-1277

《参考》

雇用環境報告書の提出について（取扱い）【試行】

近年の厳しい経済状況の中、長崎市又は長崎市上下水道局が発注する建設工事、建設工事関係以外の業務委託（その他業務委託）などにおいて、品質や適正な履行の確保と、受注者の雇用環境改善対策のため、平成23年度に緊急経済対策の一環として、最低制限価格率を引き上げました。

今回、さらに雇用環境に配慮するため、建設工事、その他業務委託に従事する労働者の労働条件、賃金等が関係法令に照らして適正であるかどうかを、発注者の立場から確認するため、受注者から雇用環境報告書を提出していただくことになりました。

なお、その内容が適切でない場合は、発注者の立場から改善を求めます。

1 対象

- (1) 建設工事 全ての契約
- (2) その他業務委託 契約金額が1,000万円以上の契約
- (3) (1)、(2)に関わらず、契約の内容により確認を行う必要がないと認めるときは、省略します。

2 方法

- (1) 受注者は、雇用環境報告書を、建設工事の場合は完成確認書の交付時に、その他業務委託の場合は受注業務開始後初回の賃金支払い以降速やかに、長崎市（契約検査課）に提出してください。
- (2) 長崎市（契約検査課）は、雇用環境報告書の内容を確認し、関係法令等（最低賃金法、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、雇用保険法など）に照らし、改善が必要なときは、指導を行います。

3 調査及び指名停止

- (1) 長崎市（契約検査課）は、確認のため、必要に応じて雇用環境報告書の内容について調査を行います。
- (2) 法令違反で指名停止を行う場合は、長崎市建設工事等請負業者指名停止措置要領によります。

4 様式

様式は、長崎市のホームページの入札・契約関係様式集からダウンロードしてください。

5 時期

報告は、平成24年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行うものから実施します。

〒850-8685 長崎市桜町2 番22号
長崎市総務局理財部契約検査課
電話：総務係 095-829-1160
工事契約係 095-829-1276
物品契約係 095-829-1277